

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

墨田区長 山本亨

墨田区条例第10号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第7条第2項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民基本台帳にあっては、記録。以下同じ。）」を加える。

第8条第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民基本台帳にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。